

夏季における法廷の服装について

昭和26年7月30日総一第121号高等裁判所
長官（高松を除く。）地方、家庭裁判所長あて事務総長通知

標記につき、高松高等裁判所長官から別紙甲号のとおり問合せがあつたので乙号のとおり回答しましたから参考のため通知します。

(別紙甲号)
日記第二二八九号
昭和二十六年七月十四日

高松高等裁判所長官 大西道太郎

最高裁判所長官 田中耕太郎 殿
夏季における法廷の服装について

法廷における制服に関する規則は裁判官のみに限られ、検察官、弁護士、裁判所書記官等にはその定がないため、夏季を除いては通常背広服を着用して法廷の立会をしている現状であるが、当管内で夏季に入ると背広服の上衣を用いず単に半袖の開襟シャツのみの軽装で出廷するようになっている（廷吏も同様）。この軽装は法廷以外では格別、厳肅であるべき法廷で果してそれでよいかどうか疑われる点もある。この点について当弁護士会から申出もありますので、最高裁判所におかれではこれについて何か御方針があれば承りたい。

(別紙乙号)
最高裁判所総一第一二〇号
昭和二十六年七月三十日

最高裁判所事務総長 五鬼上堅磐

高松高等裁判所長官 殿
夏季における法廷の服装について

(昭和二十六年七月十四日付日記第二二八九号照会に対する回答)
右については、不体裁にわたり、法廷の尊厳を損じない限度の服装なればさしつかえないものと思料します。